

こども の 権利 フォーラム



こどもって、こんな権利も持ってる！

2025 5/5 月 13:00 開場
13:30-15:15

 アミューズ豊田 ややホール
静岡県磐田市上新屋304

講師 土肥 潤也

株式会社C&Yパートナーズ代表取締役

NP0 法人わかもののみち代表 など

1995 年静岡県焼津市生まれ。
早稲田大学大学院、修士（社会学）。
全国各地でこども・若者の社会参画、
意見反映に関わる実践事業に取り組む。
元こども家庭庁 こども・若者参画及び
意見反映専門委員会委員長。



磐田市では、こどもの身近な生活の場で、こどもの権利が
守られ笑顔でいられることを願い、

「磐田市こどもの権利と笑顔約束条例」

を制定しました。

参加者に「こどもの権利」に関する理解を深めてもらうため、
有識者による講演やパネルディスカッションを行います。

定員

先着 300人

託児定員

先着 20人

お問い合わせ
磐田市役所 こども未来課

☎ 0538-37-2808

お申し込み方法

4/25 (金)まで

QRコードまたはURLより、申し込みフォームへ
<https://logoform.jp/form/dWNN/910851>



磐田市こどもの権利と笑顔約束条例

令和7年5月5日 施行

何のための条例？

磐田市に関わる全ての人が、こどもの権利に対する理解を深め、尊重することで、「こどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」を実現することを目的としています。

名前の由来

こどもが安心して笑顔で生活することを約束する条例としたいという思いを込めました。

こどもの権利って何？

「こどもの権利」について世界共通の基盤となっているのは、「児童の権利に関する条約」です。この条約では、こどもは「権利の主体」とであると位置づけ、日本は1994年に批准しました。その後、長らくこどもの権利に関する基本法は存在しませんでした。2023年4月1日に「こども基本法」が施行されました。

「児童の権利に関する条約」に定められているこどもの権利は全て重要ですが、「こども基本法」の基本理念にも定められた特に大切な権利を、条例の第2章に定めています。

条例本文

第2章 こどもの権利

第4条

全てのこどもは、あらゆる偏見及び差別その他不当な扱いを受けることがないように、個人として尊重される権利を有するものとする。（個人として尊重される権利）

第5条

全てのこどもは、医療、教育及び生活の支援を受けることにより、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして健全に成長し、発達する権利を有するものとする。（生命、生存及び発達に対する権利）

第6条

全てのこどもは、自らに関係のある事柄について自由に意見を表明する権利及び社会に参画する権利を有するものとする。（意見の表明及び社会へ参画する権利）

第7条

全てのこどもは、こどもに関する全ての事柄において、最善の利益を考慮される権利を有するものとする。（こどもの最善の利益が考慮される権利）

